

議 事 録

会 議 名	第5期寒川町まちづくり推進会議 第7回会議		
開 催 日 時	平成29年10月2日（月）午前10時00分～11時40分		
開 催 場 所	寒川町役場 東分庁舎2階第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	○出席委員 村崎委員（副会長）、杉下委員、大矢委員、鈴木委員、大関委員、相田委員、千葉（保）委員、清田委員（会長）、沼井委員、新保委員、平本委員、千葉（広）委員、菊地委員 ○欠席委員 島村委員、若林委員、千野委員、伊與田委員、中島委員 ○事務局 中島町民部長、米山主幹、越原主査、内藤主事 ○傍聴者数 1名		
議 題	1 各委員会の検討状況等について ①自治基本条例見直し委員会（資料資料2・3） ②マニュアル作成委員会（資料4・5） 2 寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部改正について 【再修正】（資料6） 3 寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部改正について （資料7・8） 4 寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業について （当日配布資料）		
決 定 事 項	1 議事録承認委員：平本委員、千葉（広）委員 2 各委員会の検討状況等について ①自治基本条例見直し委員会 再度委員会を開催し、次回推進会議で町に提案する内容の試案を示し、報告書作成作業に入る。 ②マニュアル作成委員会 文言等の微修正を行い、最終案を次回推進会議で示す。 3 寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部改正について 資料6の内容で了承。 4 寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部改正について 年齢要件や申込書の内容について検討することを条件として、資料7の内容で了承。 5 次回のまちづくり推進会議の開催日程について 平成30年1月もしくは2月に開催予定。		
公開又は非公開の別	公 開	非公開の場合その理由（一部非公開	

		の場 合 を 含 む)	
議事の経過	1 開会 2 会長あいさつ 3 委嘱状交付（資料１） 4 議事録承認委員の選出 【米山主幹】４の議事録承認委員の選出だが、これまでのまちづくり推進会議（以下、「推進会議」という。）では、出席されている委員のうち、名簿の順に上からお願いをしている。本日は、平本委員、千葉（広）委員にお願いできればと思うが、いかがか。 【各委員】異議なし。 【米山主幹】異議なしということで、平本委員、千葉（広）委員、よろしいか。 【平本委員】【千葉（広）委員】了解した。 【米山主幹】それでは、これ以降の議事進行については、推進会議規則第４条により清田会長にお願いをしたいと思う。 5 議題 【清田会長】それでは、議題５（１）各委員会の検討状況についてだが、まず自治基本条例見直し委員会のご報告を千葉委員長よりお願いしたい。 （１）各委員会の検討状況等について ①自治基本条例見直し委員会（資料２・３） 【千葉（保）委員】資料２は、第６回自治基本条例見直し委員会で、各委員から出た意見を網羅したもので、資料３は、資料２の内容を各論点に記載したものとなっている。本日は資料２をご覧いただきながら進めさせていただければと思う。全部で２０の論点があり、前回までに論点１１まで論議をしたが、前回の委員会では、論点１２から２０について、各委員よりご意見を頂戴した。最初の論点４については、既に論議が一通り終わっていたが、事務局にお願いしていた資料を出していただき、改めて意見があったので、記載をしている。 —資料２の説明—（省略） 【清田会長】各項目に対する委員会での議論となっているが、これに対して意見を頂戴するのも、非常に難しいところがある。進め方としては、今後また何回か委員会を開催しながら、最終案を１項目ずつ決めていくということによろしいか。 【千葉（保）委員】そうです。資料３には、２０項目全てに委員会としての意見を入れている。マニュアル委員会の方々から何かご意見等があれば事務局に出していただき、次の委員会でその内容を踏まえた上で、もう一度議論させていただければと思う。また、実は論点がそれぞれ交互に絡んでおり、１項目を議論して次に進もうとしても、別の論点のところ、違う観点が出てくることにより、改めて議論するということとなる。この繰り返しを、これから２回ほどは行い詰めていくということになると思う。 【清田会長】私もこの２０項目をどういうまとめ方がいいかなど、悩んでいるところだが、菊地委員いかがか。		

【菊地委員】おそらく自治基本条例見直し委員会にとっての成果は、委員同士で色々な論点についての難しさも含め、制度設計に関する理解が深まるということが重要。そこへ出てきた成案みたいなものが、文句のつけようがなく、完璧なものであるということは、最終的には、価値判断に関わるという内容ですので、そういうふうにはなりようがないと思う。なので、前回も少し申し上げたが、そこに至った議論や経緯について、ある意味、トレースできるような形があり、限られた時間の中で、我々の結論としてはこれなんだ、ただし、それ以外についても、色々な論点があるが、今回、マニュアル作成委員会より出てきた文句のつけようがない、こういった成案を目指すものではないという相互理解をとっておくと、最低限の共通理解ができる。成案ではないという形での取りまとめをするしかないのかと思う。いい意味で、報告が出てきたものが、他の委員やそれを読んだ町民、あるいは議会の中で議論が沸き起こるような、いい意味で波紋を呼ぶような形の報告を出すというのが、もしかしたら形なのかもしれない。

【清田会長】そういう、1つの提案型。

【菊地委員】そういう意味で、この報告書の位置づけというのがどういうものなのかということをおそらく冒頭のほうである程度明確にすると、落としどころが見えてくるのかと思う。完璧なもので、1字1句変えないで、このまま行きましょうというものをまとめるとなると大変、ご苦労されるので、十分、この線で抑えられると思う。住民投票に関しては、この週末に茨城県で大規模スポーツ公園の見直しに関して行われたほか、他自治体でも実施され、割合住民投票を実施することに対するハードルが下がってきて、徐々に現実味が帯びてきているところもある。関心が高まってきているところかと思うので、そういった中に1つの案として波紋を呼び起こすようなものが出せれば、一定の成案として出てくると思う。

【清田会長】千葉委員長には、大変ご苦労いただくが、また何回か委員会を開いていただき、6月に向けて、委員会としての20項目について皆さんとの議論の経過を踏まえながら、その意見書を町に提出するという進め方かと思う。委員会の中で、ここで、何か意見を言うとなっても、専門性があるので、なかなか言いづらいと思うが。

【大矢委員】今の進め方についてだが、国でも色々な法を決めていく時は、まずたたき台を作り、関係分野が複数あると、色々な学会等で見識者の意見をもらい、最終的に決定したものを政府案として出していく。私もそう思っていたので、色々な意見を出したが、その一番最初のたたき台は、色々なケースを出してこない、今、菊地委員が言われたように、すべてここが出てくるケースについては、代表条項がなくなったり、適合性もなくなったりしているから、そのところを考えるためには、できるだけ考えられる全ての課題や、色々な利点を挙げておき、それから条項を作っていく。条項ができてきたら、途中の段階で、学識経験者などの人たちにサンプリング的に意見を求めて、この会の最終的なものにしていける。それを町長に出さないと、町長ところで、パブリックコメントをやったら、町民からひどく叩かれる可能性がある。

【清田会長】私の考え方として、推進会議としての1つのテーマを自治基本条例見直し委員会で2年間検討し、最終的に来年6月に意見書を町へ提案する。町は提案されたものを、執行者側なので内容についてもんでいただき、条例案は議会承認が必要なので、法的な根拠や整合性等の整理をして議会に提案し、承認されて初めて条例として成り立つ。我々の権限は、あくまでも2年間の検討結果を総論として町に提案するまでの作業であり、たたき台について専門的な人を集めて色々と意見を伺い、どういう形で整理させて、進めていくか等については町の中での議論だと思う。

【大矢委員】わかりました。

【清田会長】最終的に6月というリミットがあるので、それまでに一定の方向づけをするということによろしいか。

【千葉（保）委員】各論点について、少し違った観点から意見をいただいております、どちらも載せている。皆さん活発にご意見いただいております、出すべきものは出していただいて、絞れるものは、皆さんの合意のもとに絞り込む。絞り切れないものについては、やはり内容が内容なので、例えば両論併記という手法もあるので、正副会長や委員会のみなさんの意見をどうまとめるか皆さんにお諮りすれば、委員会のある程度絞り込んだ案としては浮かび上がってくるのではないかと感じている。

【清田会長】次回の推進会議までに試案を出していただいて、ご承認いただいたもので町に提案するための作業をしていくというご理解でよろしいかと思う。今、一生懸命住民投票条例という大変重いテーマに向かっていくということでご理解いただけたらと思う。次に、2番目のマニュアル作成委員会について、島村委員長が欠席なので、副委員長の千葉（広）委員よりご報告をお願いしたい。

②マニュアル作成委員会（資料4・5）

【千葉（広）委員】 ー資料4・5の説明ー（省略）

【清田会長】今日の段階では、最終案ではなくて、委員会でもう1回くらい中身を練るということによろしいか。大体、見ているとでき上がったような雰囲気だが。

【千葉（広）委員】この形で問題なければ、大体はこれで進めていきたいと思う。

【清田会長】そうであれば、時間がまだ十分あるので、皆さんお気づきの点があれば、ご指摘をいただければと思う。

【大矢委員】寒川町の自治基本条例（以下、「条例」という。）には、「町民一人ひとりが寒川に住んでよかったといえる、活力と豊かさのある寒川町を実現するため（抜粋）」というようなことが書いてある。毎年、住んでよかった街ランキングというのが発表され、皆がどういうところに住んでよかったと感じているかというのを、テレビで放送していた。資料4の表紙に「町民と町が手を繋ぎ、目指せ住みよいまちづくり」と記載されているが、条例の「住んでよかった」が、「住みよいまちづくり」に変わったのは、どういう理由だったのか。町民から見ると、大分違う。

【千葉（広）委員】推進会議としての協働マニュアルの位置付けは、町民

が協働に興味を持ってもらい、取り組んでもらうきっかけとなるためのツールの一つという考え方。条例と必ずしも全ての文言が一致されているかというところは、少し難しい部分ではあると思う。また、マニュアルに条例を丸ごと落とし込んでしまうと、難しい内容となり、手に取りにくくなってしまうと思う。マニュアルは、今、地域で活動されている団体や積極的に地域に参加している町民、また、これから一歩踏み出そうという方も対象にして作成した資料なので、多少条例と乖離する文言はご理解いただければと思う。

【大矢委員】ご理解いただくというよりは、委員会で一生懸命検討されて、皆さんの意見がここに集約していると思うが、町民から見るとなぜ違う方に進んで行ってしまうのかと思う。町民側から見ると、やはり条例は寒川町の憲法みたいなもので、全ての基本だと思う。国全体も、この方向で来ているので、それに合わせたほうが、町民はわかりやすいのではないかと思いますので、その方向に導いてほしいと私は町民として思う。

【千葉（広）委員】おそらくここは多少、皆さんの理解が違うとは思いますが、先ほどおっしゃっていた、住んでよかったランキングというのは、実際住んでみて、やってみてよかったというもの。

【清田会長】それは現状に対する評価で、今、生活していてどれだけ満足していますかという視点の審査基準。おそらくマニュアルは、これから、どんどん新しい参加型の事業を提案していただき、皆さんの手づくりでつくっていきましょうよという、未来志向型のマニュアルだと思う。そういう形であれば、「住みよいまちづくり」という、1つの方向性があっても、私は言葉遣いとして良いのではないかと感じる。

【米山主幹】会長が言われているとおり、住んでよかったランキング等は現時点で点数化しているが、条例の前文に載っているのは、将来住んでよかったと言ってもらえる町を実現しようということで、このマニュアルに載っている住みよいまちづくりを目指しようというところと、あまり逸脱していないのかというような感想を事務局としては持っている。

【大矢委員】町民は、そんなに考えないのではないかと。資料4を見ると、20ページにチェックシートがあり、最初の設問で「地域で困っていることありますか」とあるが、「地域」の定義がない。地域の定義はインターネットで調べると、国や地方自治体単位等、色々なところで出てくる言葉なので、わからない。私が言いたいのは、「何、これ」と言って読んでもらえるものを配布しないと、印刷するのに相当お金がかかるので、やはり企業でいう投資効果、町民の期待する行政を提供できるようもう少しお考え頂いた方がいいのではないかと思います。

【清田会長】ご意見はわかりました。

【千葉（広）委員】大変申し訳ないが、この資料はもともと何回か前の会議からお示しをさせていただいているもの。

【大矢委員】私は途中で入ったので、済みません。

【千葉（広）委員】前回の会議も出しているのだが、このマニュアルの対象自体が、1歩、まちづくりに踏み出した団体向けで作成しているので、

ある程度、チェックシートの要件はクリアしているという前提で議論してきた。「地域」の問題については、もともと寒川町で作成するものなので、寒川町域を指すということで、おそらく解決されるのではないかということは、我々全体の認識ではあったのかと思う。また、確かに、団体を対象としたマニュアルというところで、一般の町民の方などが見れば、確かに壁を感じることもあるかもしれないが、地域には様々な団体があり、さらにマニュアルの中の協働の説明で個人も対象となることも記載しているのでご理解いただければと思う。

【清田会長】マニュアルと概要版の２種類発行すると思うが、それぞれの周知先について対象範囲などを事務局よりご説明いただきたい。

【米山主幹】協働マニュアルは２０ページを超えるページ数があるため、施設などに配架してもなかなか手にとって読み切れるものではないと思う。なので、既存の団体や、これから団体で活動を始めたいという人たちにターゲットを絞ってお配りしていきたいと考えている。同時に、概要版は、各公共施設だけでなく、銀行など民間のご協力いただける施設等、色々な方が目につくところにも配架させていただき、協働の入り口のところを理解していただいたり、興味を持っていただいたりしていただけるように作成している。

【清田会長】マニュアルと概要版で使い分けするという事でよいのか。

【米山主幹】はい。

【清田会長】使い分けをするために２種類の資料があるということで、大矢委員いかがか。

【大矢委員】知識がある人が見たら、これは厳しいとなるのではないかと思います。もっと、「町ができることは町でやろう、できないことを、町民でできることは町民でやろう。できないことを町の色々な情報をいただいたり、組織を通じて手伝ってもらったりしよう。」という話だと思うが、入り口でそれに該当しなくなってしまう。これフローチャートの３番目になると、また地域に戻ってしまう。せっかく団体に入ってきたのが、また地域に戻って、さらに町民の公益に繋がるという難しい話が出てきて、なぜこういうふうにしなければいけないのか。

【清田会長】ご意見としてはわかりました。

【大矢委員】わかりましたか。

【杉下委員】私も委員会に出ていたが、申し訳ないが、私は大矢委員の言っている意味が、わかりかねてしまう。自治基本条例見直し委員会でも意見を言ったが、例えば投票に対して、憲法上の国民・住民は、それぞれ違う。そういう言葉遣いを憲法上どうなのかとか、条例上どうなのかという言葉尻をとったら、きりが無い。やはり限られた予算の中で、多様な意見に対して配れるものとなると、ある程度抽象的な表現のもので作っていかなければ、フローチャートも１ページで全部を網羅することはできない。まず、基本どおり概要版に「協働まちづくり、初めの一步！！」と書いたように、多様な意見として関心のある人が、どういうところから入れるのかなというような入り口をまずつくってあげることが必要。もし修正等が

必要であれば、フローチャートや地域とは何かの説明文などについて大矢委員案として委員会に出してもらえれば、それをもんだ形で、例えば、用語説明などを補足でも入れる。しかし、それが費用対効果として見合うものをつくれるかどうかというのも、総合的に判断してつくっていききたいと思う。言葉尻ばかりやってしまうと、用語説明で分厚くなってしまいが、これは用語説明や概念的なものをつくるのではなくて、抽象的に、まず気軽に入ってもらえるものをつくるべきものと考えてるので、そういった趣旨は、ご理解をしていただけるとありがたいと思う。

【清田会長】マニュアル等を印刷するとなると予算的な措置も必要だが、現在の状況は部長、いかがか。

【中島町民部長】予算のことなので、私のほうからストレートな物言いは難しい部分があるが、もちろん担当としては、しっかり予算要求をさせていただいている。今日から全職員を対象とした、平成30年度予算編成に向けての説明会が実施されるが、一人ひとりの職員が財政状況を自覚した上で予算編成をしていくという状況。

【清田会長】トータルでどのくらいの予算組みをしているのか。

【中島町民部長】概要版は2,000枚で委員会と推進会議の皆さんと相談ができていくということで、進めている。

【清田会長】わかりました。正直言って、これだけ委員の皆さんがボランティアで情熱をかけてできたものが、目の目を見ないということは、行政に対する不信感がこう、圧力をかけるつもりは全然ないが、これだけの皆さんの英知を支えているわけなので、何とかお願いできればと思う。

【中島町民部長】あまたある審議会の中でもトップの審議会だと認識しているので、その辺は我々も頑張っていきたいと思う。

【清田会長】千葉副委員長のほうで、概要版について何か補足等あるか。

【千葉（広）委員】概要版についても、この形で皆様の問題がなければ、委員会であとは最終校正を行いたいと思っているので、あとは多少の文言等の修正くらいになる。

【村崎副会長】1点だけ、協働チェックシートの3つ目で、「あなたが解決したいと思っている地域課題をすることで」という表現になっているが、課題をするというのはどういうことを言っているか。

【大矢委員】「課題を解決する」だと思う。

【米山主幹】そこは修正して、また進めさせていただく。ご指摘ありがとうございます。

【清田会長】菊地先生、全体をご覧になっていかがか。

【菊地委員】大変立派にできていて、使われ方を想定して、大分よくなったと思う。マニュアルは見て情報を理解するということであって、特に協働相談メモというのは、その次に繋がる使われ方を想定した内容が入っているので、ぜひ事務局には頑張ってもらいたいと思う。

【清田会長】宿題ばかりで大変申し訳ないが、本当に何としても実現できる努力をお願いできればと思う。またもう1回、委員会に持ち帰り、最終案を、またもう1回出すということでよろしいか。

【千葉（広）委員】はい。原案をご了承いただければ、これで進めたいと思うので、細かい文言等の修正があれば、事務局に申しただければと思う。

【清田会長】それでは、続いて議題（２）寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部改正について、事務局より説明をお願いしたい。

（２）寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部改正について【再修正】（資料６）

【事務局】 ー資料６の説明（省略）ー

【清田会長】前回の推進会議でも、一部改正についてご説明があったが、最終的に文章的な変更があるということ。要は寒川に文書館があるので、集約して、文書館に行けば見られるようにする。また、常時、職員がついているので言っていれば資料が見られる。私も、この間役場に行ったら、役場情報コーナーが１階の角にあったが、あそこで見てくださいと言っても、ほとんど見る方は居ないのではないかな。なので、一元化されたほうが、非常に効率がいいのではないかと私も思うので、特に問題がなければこの内容でご承認ということをお願いしたいと思う。資料６についてご意見等はよろしいか。

【各委員】異議なし。

【清田会長】それでは続いて、（３）の審議会の委員の公募に関する規則の一部改正についてのご説明をお願いしたい。

（３）寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部改正について（資料７・８）

【事務局】 ー資料７・８の説明（省略）ー

【清田会長】要は間口を広げたというのが趣旨でよろしいか。

【事務局】そうですね。

【菊地委員】選挙の有権者となる年齢要件が１８歳以上に引き下げられたことにより、他の自治体でも、委員公募の年齢要件を１８歳以上に引き上げているところがあるので、そのあたりの検討はなかったのかお伺いしたい。また、資料８の公募委員応募申込書に記載のある応募資格は、条例第３条第１号に規定する町民ということで、在勤、在学、在住、この３ついずれかに当てはまるということになる。そうすると、「住民活動の経験」の欄が、事実上、在住を要件としているようなところがあり、少しハードルを上げている。つまり、ここを埋めないといけないということは、住民活動をしているということが前提になっているので、そうすると在勤、在学の人は難しい。

【清田会長】なかなか厳しくなる。できない。

【菊地委員】一般的な住民活動が持つ意味合いを考えると、このまま生かすとするなら、「ある場合は書いてください」というふうにしないといけない。年齢要件と申込書の応募資格の申し込み書の内容が、事実上、狭めてしまっているのではないのかという感じがしたので申し上げさせていただいた。

【清田会長】今菊地委員から頂いた内容について、事務局いかがか。

【米山主幹】今回、間口を広げるという視点で応募資格を変更するという部分のみの検討をしていたため、今ご発言いただいた部分について掘り下げての検討はしていない。スケジュール的に、来年度の4月から任期がスタートする公募委員に適用するためには、募集が1月になる。それに間に合わせて、一旦、ご提案させていただいた行政職員の部分の間口の拡大の内容の改正は行わせていただければと思う。年齢要件等について、本規則の対象がどういう経緯があったのかは、当初の議論などを、少し調べさせていただきたいと思う。考えは会長などと相談して、今回の見直しに間に合わせることができるかもしれないが、スケジュール的に来年の1月に改正となると、庁議や内部の調整があるため、ここで遅らせてしまうと支障があるので、並行して調べて、検討させていただければと思う。

【清田会長】要は公募委員への応募が少ないので、なるべく応募しやすいように条件を広げたいというのが趣旨だと思うので、菊地委員からご指摘のあった年齢要件等について、大至急調べてみてほしい。

【菊地委員】内部手続が、今年度に間に合わないということであれば仕方がないかと思うが、選任時点で18歳以上ということであれば、寒川高校の3年生が適用される。協働マニュアルも含めて、若い方にどうやって町政に関心を持ってもらったり、主体的に関わってもらったりするかということになると、資料8の第5条第2項を見ると、公募委員を任期途中でやめることをについて様々な理由を認めるということが入っているので、寒川高校の子で町政などに関心ある子が、公募委員になり、高校を卒業して大学とかに移っていくときにやめてしまっても仕方がないということを経験として、広げていくということもあるのかという気がしている。手続上ということであれば仕方がないが、少しご検討いただけたらと思う。

【米山主幹】スケジュール的に間に合うかどうかなどについては、会長と色々ご相談させていただければと思う。

【清田会長】では、一部条件付きという形で進めていただければと思う。

【大矢委員】先程年齢要件のところで、18歳で寒川高校という話があったが、授業等を考慮して会議を土日に開催することができるのか。それとも、依然として平日の午前中などに開催して、何の問題もないのか。

【菊地委員】会議によっては夕方に開催しているものもあると思う。

【清田会長】そこは会議のメンバーが決まった段階で工夫していただくしかない。

【菊地委員】高校生の参加に限らず、こういった会議というのは仕事を持っている人の幅広い参加を含めると、夕方以降の開催になっていくと思う。

【大矢委員】済みません、ありがとうございました。

【清田会長】18時以降に、会議を開催することの制限などはあるのか。

【米山主幹】特にないです。審議会によっては、会長の都合がつかなかったり、議会の会議中に、どうしても開かなければいけなかったりという時に、夜間に開催したりすることもあり、審議会やメンバーの事情によって弾力的に実施している状況。

【千葉（広）委員】資料7についてだが、公募委員の応募申込書に「応募する審議会等の公募委員に選任された場合において、次のいずれにも該当しない」というところで、選任の基準はどのタイミングになるか。例えば、副会長は今、推進会議は現在2期目連続となっているが、第5期が終わって第7期推進会議に応募したいとなった時、1期とばしていればいいのか。

【清田会長】それは可能ですよということ。

【千葉（広）委員】そうすると就任のタイミングという解釈でいいのか。

【米山主幹】そうです。選任されることとなるので、4月1日で委嘱を受けたら、次、応募かけるときに1期の間があくと、また応募していただける。

【清田会長】もともと、1期だけだったが、それを延長して2期まで連続して委員に応募できるようになった。そうしないと、継続性を保つことがなかなか難しく、新たに公募委員を選定するのに、応募者が少ないなどの課題があったという経緯がある。では次に、議題（4）寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業について、事務局よりご説明お願いしたい。

（4）寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業について（当日配布資料）

【事務局】本事業については、平成27年度に3年間の期間限定のパイロット事業としてスタートし、今年度が最終年度となり、一旦事業が終了する。これについて、今後、協働事業が活発化して、多数の団体に手を挙げていただけるような状況をつくるための活動を行っていくことや、使いやすい新たな協働提案事業の制度設計を行っていきたいと考えているので、今後のスケジュールの案について説明をさせていただければと思う。現在、4月に提案団体のプレゼンテーション等により当該年度の事業の選考をし、5月に補助金の交付をしているため、実際に事業をスタートするのが6月以降になってしまうこともある。このことについて、次の協働事業では4月1日から始まる活動にも対応できるよう、前年度の予算要求前に事業の選考を済ませて、実施事業を決定できるようにする。具体的にはスケジュールの平成31年10月の町の予算要求前の7月と8月に、次年度実施する事業の選考と決定を済ませておくような日程を考えている。また、本事業の1番の課題として、事業提案の対象となるボランティア団体が現在19団体で、団体数が少ないということがある。この課題については、寒川町に限ったことではなく、即効性のある解消策は実際ないと考えている。協働事業は、町民活動の一環なので、その町民活動自体が少ないという現状を踏まえると、町民活動の活性化をすれば、協働事業の対象団体の底上げにつながっていくものだと認識している。そのため、既にノウハウを持っている団体などから、委託等により、町民と町が同時に協働の取り組みに対する意識の底上げをできるような取り組みを数年で実施していきたいと考えている。具体的には、それが協働提案事業になるか、それ以前に、例えば、ワークショップなどで、町民と町が連携してできる取り組みがないかを考えるような機会や場を設けていくなど、事業の土壌づ

くりみたいなものを考えている。このため、資料のスケジュール案で、平成30・31年度は平成32年度以降のための制度の見直しや、団体の掘り起こし、意識啓発、また次年度の事業の選考などのための期間とする予定となる。また、今後の具体的なことが決まり次第、この場でご報告させていただきますので、よろしくお願いしたい。

【清田会長】ありがとうございます。3年間のパイロット事業が、今年で終わるということで、この事業の継続についてご説明いただいた内容で検討されているということなので皆さんから何かご提案等があれば、またお願い申し上げたいと思う。続いて、6 その他 （1）広報さむかわ9月号への特集掲載について事務局よりご説明お願いしたい。

6 その他

（1）広報さむかわ9月号への特集掲載について

【事務局】お配りした資料9をご覧くださいと思う。こちらは、広報9月号の特集で協働と自治基本条例についての特集を掲載したので、参考に配布させていただいた。地域で実際に活動されている方のインタビューや、条例に記載している参加・参画についての事例、さらに条例についての基本的な説明をしているので、後程お目通しいただければと思う。

【清田会長】広報に3ページ掲載していただいたことは、大変ありがたいと思う。続いて、（2）次回推進会議の開催日程について、事務局よりご説明お願いしたい。

（2）次回推進会議の開催日程について

【事務局】次回の推進会議の日程は、これから調整をさせていただくが、1月、難しければ2月中に開催をさせていただければと思う。また、菊地先生、会長、副会長と調整させていただければと思う。また、次回の会議で、今年度最後の会議になるかと思うので、この会議で、来年の6月末に提出する報告書の全体の体裁の確認をしていきたい。推進会議で確認ができたなら、その後、各委員会で報告書の作成作業をしていただくこととなるので、よろしくお願いしたいと思う。

【清田会長】次回の1月もしくは2月の最終日程は調整させていただき、皆さんにご案内申し上げる。そこが最終的なまとめの段階に入るということで、各委員会でご理解いただきたい。それまでもし決めることがあれば、各委員会を開いていただいて、それが最終的に皆さんの全体としての意見の集約ということによろしいか。

【事務局】はい。

【清田会長】各委員会にはそれまでにおまとめいただくということで、日程はまた皆さんにご案内申し上げますので、ご理解をいただきたいと思います。

【米山主幹】議題（4）寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業について、補足説明をさせていただければと思う。本事業は、今年度で一旦、パイロット事業が終了となる。先程説明させていただいたとおり、4月募集にすると、必ず1年間、間があいてしまうことになる。見直しを行って、制度も1年間できるよとなると、見直し期間と制度の改正による4月スタ

	ートで2年間なくなることとなる。前回、パイロット事業を勢いで、制度を短期設計で行ってしまっているの、課題も多く出てきたり、見直しする材料も出てきたりしているので、それはそれで成果があったと思う。今回、本格的に見直しとなると、色々な方の意見を伺っていくとなると、しっかり今年度、反省材料を事務局で確認しながら、来年度に意見を聞きながら見直しを進めていきたいと思うので、実際、検討期間は1年だけだが、制度としては、2年間あくこととなるのでご承知いただければと思う。 【清田会長】ブランクがあきますよということによいか。 【米山主幹】はい。そこもご理解いただければと思う。 【清田会長】平成31年度からは募集をし、実際は平成32年度からスタートするという事。 【村崎副会長】続けながら、新制度にすぐ移ることができればいいが。 【米山主幹】そうですね。 【清田会長】そういうことで1つご理解をいただきたいと思っている。それでは議事は全て終了したので、事務局へお返す。 【米山主幹】本日は長時間にわたりご議論いただき、本当にありがとうございます。また、色々なご提案もいただきありがとうございます。本日いただいたご意見、ご提案について、またそれぞれの委員会、次回の会議に向けて事務局も検討させていただきたいと思うので、よろしくお願いしたい。 6. 閉会 【村崎副会長】省略 ～午前11時30分閉会～
配付資料	○資料1 第5期寒川町まちづくり推進会議委員名簿 ○資料2 第6回自治基本条例見直し委員会・概要 ○資料3 住民投票制度に関する重要事項に対する委員会の検討結果 ○資料4 協働マニュアル案 ○資料5 協働マニュアル概要版案 ○資料6 寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部改正について【再修正】 ○資料7 寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部改正について ○資料8 寒川町審議会等の委員の公募に関する規則 ○当日配付資料 寒川町協働事業提案制度モデル事業見直しスケジュール（案） ○資料9 広報さむかわ9月号特集記事
議事録承認委員及び議事録確定年月日	平本委員、千葉（広）委員（平成29年11月6日確定）